

いい仕事いい家庭つぎつぎとちぎ通信（令和2(2020)年5月28日号外号）

●緊急事態終了に伴う栃木県の今後の対応

緊急事態終了に伴う栃木県の今後の対応

5月25日、全国における緊急事態の終了に伴い、国の基本的対処方針が見直されたことを受け、5月26日に本県における基本的対応方針が改正されましたのでお知らせします。

・「新型コロナウイルス感染症対策に係る栃木県の基本的対応方針」は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/documents/20200526taiouhousin.pdf>

また、今後も新型コロナウイルス感染症感染拡大のリスクが存在することを考慮し、警戒度に関する判断基準及び警戒度に応じた行動基準により、感染拡大状況等を継続的に監視し、県民の皆様に情報を提供します。

・「警戒度に関する判断基準・行動基準」は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/documents/handankodo.pdf>

さらに、「新しい生活様式」が定着するまでの間、一定の移行期間を設定し、感染状況や感染拡大リスク等の評価を踏まえ、外出の自粛、イベントの開催制限等の協力依頼を段階的に緩和します。

・「段階的緩和のイメージ」は、こちら（↓）を御覧ください。

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/documents/20200526image.pdf>

【配信停止】

本メールマガジンの配信の停止を希望する場合は、お手数ですが、次のメールアドレスまで御連絡ください。

その際には、件名に「いい仕事いい家庭つぎつぎと
ちぎ通信」配信停止と御記載ください。

栃木県産業労働観光部労働政策課

rousei@pref.tochigi.lg.jp

TEL 028-623-3218

FAX 028-623-3225